

会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針

1. 景観保全管理方針について

『会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針』（以下「本方針」という。）は、平成 19 年 8 月 30 日に誕生した尾瀬国立公園に、新たに編入された会津駒ヶ岳や田代山・帝釈山地域（以下「本地域」という。）の良好な自然環境を保全するため、学識経験者や地元関係者からなる『会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針策定検討会』（以下「検討会」という。）を設置し、本地域の適正な保全と利用に関する対策の方向性を示したものである。

本方針は、尾瀬国立公園全体として目指すべき取組の方向性を示した「尾瀬ビジョン」に則り、環境省及び各主体が協力し、実施する管理の方針を明らかにするとともに、尾瀬国立公園の「管理計画（ ）」に反映することを念頭に策定したものである。

なお、本方針に示された対策のうち、緊急を要するものについては、管理計画の策定作業と並行して実行に移していくこととする。

管理計画：公園計画の下位計画であり、国立公園の目指すべき姿、基本的方向性を示し、保全と利用に関する管理運営方針を示したもの。

2. 本方針の基本的考え方

既存知見や今回の自然環境並びに利用動態調査から、本地域は以下のようにとらえることができる。

本地域は、既存の尾瀬地域（以下、「旧尾瀬地域」という）と、山地湿原・オオシラビソ林が存在する自然性の高い地域として連続性・一体性が認められ、登山利用など利用形態の共通性も認められたことにより、尾瀬国立公園に編入された地域である。したがって、本地域は、旧尾瀬地域と一体的に管理していくこととする。

本地域には、会津駒ヶ岳から中門岳に至る山稜線の湿生草原や池塘、田代山の山頂湿原等、日本の山岳域の中でも「貴重で豊かな自然」が広がっている。

また、地元の人々にとっては、古くから山菜やサンショウウオ（*）等の生活の糧や材などを得る場として、また学校登山等、環境教育やレクリエーションの場として、本地域を大切に守りながら、利活用してきた「ふるさとの山」といえる。

既存の尾瀬地域と比較すると、静かな山歩きができ、「貴重で豊かな自然」や「ふるさとの山」を背景に、「深い自然体験」を提供できる場であるといえる。

しかし、一方で、山稜線を中心に、踏圧に弱い雪田植生・湿原植生・泥炭層が広がっている他、降水量、降雪量が多く、洗掘を受けやすい脆弱な地質や急峻な地形であることなど、気候や人為の影響を受けやすい「脆弱な環境」にある。

これらを踏まえ、本方針の基本的考え方は、次のとおりとする。

脆弱な環境を確実に保全し、貴重で豊かな自然を将来にわたって受け継いでいくことを基本とし、その上で、今後とも深い自然体験ができる魅力的な地域、並びにふるさとの山として大切に守りながら利活用していくために、以下 ～ に留意する。

過剰な整備並びに無秩序な利用による影響を回避し、自然環境の保全を確保するための整備を行う

本地域には、会津駒ヶ岳から中門岳に至る山稜線の湿生草原・池塘、田代山の山頂湿原をはじめとして人為の影響を受けやすい脆弱な自然環境が存立している。

このため、国立公園の指定に伴う利用者の増加等による影響を回避し、将来にわたって本地域の自然環境を保全していくことを前提とする。

よって、無秩序な利用による自然環境への影響を回避するため、利用のための整備は最小限に抑え、自然環境の保全に必要な範囲並びに深い自然体験を提供する範囲等の整備に限定することとする。

特に保全を最優先する山頂湿原等が含まれる特別保護地区においては、利用が集中する休憩施設等は、環境への影響が比較的少ない場所に限定する。

即ち、自然環境の保全を重視し、施設の一層の改善・充実を図ることとする（そのための情報提供や利用誘導は、適切に行うこととする）。

順応的な保全整備・維持管理で自然環境を保全する

本地域においては、それぞれの山域の自然特性や利用状況を踏まえ、それらに応じた方策を検討し、順応的な保全整備・維持管理を行うこととする。

既存の施設の利用において、裸地拡大など自然環境に対して悪影響が懸念される場合は、影響評価・原因究明を行うための十分な調査を行う。

それを踏まえ、新たな自然環境の荒廃を招かぬよう、既存影響エリア内（現道、現整備敷地内等）にて改善対策を行うことを基本としつつ、より自然環境への悪影響が少なくなると想定される場合には、移設や撤去等の対策も含め、検討を行うこととする。

移設や撤去を行う場合は、その跡地についても保全策（植生復元、進入禁止措置）を講じることとする。

保全のための施設整備や植生復元等の対策を講じた場合は、その効果のモニタリング・検証を行い、改善が必要と判断されれば、新たな対策を講じることとする。

利用者への適切なソフト対策や情報提供を行い、利用者の理解・協力を促す

本地域において今後とも、静かで深い自然体験を享受できる環境を維持するとともに、植生保全や適正な利用を推進する。

そのため、利用場所の限定などの方策を講じるとともに、利用ルールの設定、マイカー規制やシャトルバス運行等の入山システムを検討する。

同時に、それらの情報をはじめとしたリアルタイム情報の収集発信などにより情報の質と量の充実を図ることとする。

また、本地域の地形等の特性を踏まえ、ある程度の登山経験が必要となる

ことや、路線毎の整備状況や必要となる登山経験・周囲の自然環境の貴重性や脆弱性などの情報提供を行うこととする。

それらを通じて、利用者が自ら山を守るための基本的考え方を理解し、行動し、適正に利用するよう誘導していくこととする。

本地域と旧尾瀬地域並びに山麓集落地域の地域連携を促進する

本地域を、旧尾瀬地域と一体的に管理していくため、また利用者に対し適切な情報提供や適正な利用誘導を行うため、並びに山麓集落地域の活性化にも繋がるよう、本地域と旧尾瀬地域並びに山麓集落地域の地域連携を促進する。

地域における各主体が、維持管理や受入体制に積極的にかかわることを通じ、地域活性化の推進を図る

(日常的メンテナンス)

本地域では、国立公園となる以前から施設整備や維持管理を地域が担ってきたため長年の経験と知恵が地域における各主体に集積している。よって、日常的なメンテナンスについては、今後も、地域における各主体が中心となって継続的に実施していくこととする。

よって、整備に当たっては、地域の人々の経験や知恵を活かすことも含め、地域の人々がメンテナンスしやすい工法を採用するなど留意することとする。

なお、実際のメンテナンスに当たっては、自然環境の保全に留意し、計画的に工法などを選定することとする。

また、地域における各主体は、自治体と民間組織や住民を中心に、管理体制の構築と拡充を積極的に推進することとする。

(地域発の取組で深い自然体験を提供)

地域の観光協会や宿泊施設等の連携による情報収集や発信、体験プログラムの充実や地域ガイドの養成、入山システムの改善、旧尾瀬地域との相互利用や国立公園外の利用拠点との連携の推進などにより、一層魅力あふれる深い体験の提供につなげることとする。

(総合的な取組で地域を活性化)

以上の取組により、国立公園化をきっかけに、地域の自然環境の保全と利用者の受入体制の充実を図り、更なる資質と魅力の向上並びに地域の活性化につなげることとする。

各管理主体の連携と役割分担により保全管理を推進する

全ての取組を進めるにあたり、各管理主体（国・県・町村・地域住民・民間・企業・専門家・利用者代表・ボランティア等）による協議・協働機関を設置し、様々な立場の経験・知恵・知識・労力などを活かして、明確な役割分担のもと、連携して保全管理・適正な利用・地域活性化を推進する。

(*) ハコネサンショウウオ：福島県内には、普通に生息し、RDB 種等の貴重種ではない。また、本地域においては、猟の方法等により、生息を維持するよう守りながら、利活用されてきたもの。

3. 各主体が協力して実施する共通の管理方針

- ・基本的考え方を受け、本地域全体の共通の課題に対して、考え方と管理方針を整理したもの。
- ・各課題に対する管理方針の取組内容については、環境省、福島県、檜枝岐村、南会津町などの行政機関や地域における各主体（住民や宿泊施設、観光施設や民間組織など）が中心となって、林野庁や、専門家、ガイド、交通会社等関係者や、利用者、ボランティアなどの理解と協力（必要に応じた応分の負担も含め）を得て、役割分担と連携・協働し、実現を目指すこととする。

（着手目標： ○：早期着手が必要なもの、 △：ここ数年の間に着手が必要なもの、 □：状況をみながら中長期計画で検討・着手していくもの）

課題	考え方	管理方針（案）			
		方針（案） （○：ハード/ △：ソフト）	方針毎の取組内容	対策上の課題	着手目標
a. 登山道や周辺植生・環境の荒廃や木道や利用施設の湿原等への影響の懸念	「脆弱な環境」を確実に保全し、「貴重で豊かな自然」を将来にわたって受け継ぎ、「深い自然体験」が享受できる環境を維持するために、保全対策などを講じる。	登山道や周辺植生・環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備・管理者は、登山道の荒廃や、それに伴った周辺環境・植生の荒廃が進まないよう保全対策を行う。 （例）洗堀防止策・排水対策・動線の明確化・立入防止策・植生復元など ・歩道整備・管理者は、地域における各主体やガイドなどの協力を得て、必要に応じた情報提供、利用指導や利用誘導等も併用する。 ・歩道整備・管理者は、周辺環境の劣化を防ぐため、トイレの適正な配置や処理方式を検討し、整備も検討する。 	【必要以上の過剰整備を避ける】 【魅力的で深い自然体験が維持できるよう配慮する】	～継続
		木道や休憩・滞留スペースなどの利用施設が湿原等へ及ぼす影響の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備・管理者は、木道や休憩・滞留スペースなどの利用施設が湿原等へ及ぼす影響を回避・軽減するため保全対策を行う。 （例）乾燥化防止策・集水防止策・踏み込み防止策・植生復元など ・歩道整備・管理者は、地域における各主体やガイドなどの協力を得て、必要に応じた情報提供、利用指導や利用誘導等も併用する。 ・歩道整備・管理者は、周辺環境の劣化を防ぐため、トイレの適正な配置や処理方式を検討し、整備も検討する。 		～継続
b. 利用影響のモニタリング ・木道の影響が懸念されている ・登山道や周辺の植生荒廃が見られる	「ふるさとの山」の特性を活かし、「脆弱な環境」を保全し、「深い自然体験」が出来るよう、適正な保全管理を行う。	順応的管理	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備・管理者は、日常から意識的に、モニタリングを行うよう努め、問題が発見された際は、必要に応じて専門家によるモニタリング調査などを行い、評価・検証し、改善が必要と判断されれば、対策を講じる。 ・それらを支援するため、利用者・関係者・地域住民・ボランティアなどが参加した現地の歩道状況や開花情報などのリアルタイム情報収集を行う。 ・また、なんらかの対策を講じた場合は、その効果についてモニタリング調査を実施して、検証することにより、次の対策に活かすこととする。 ・実際に、対策を講じる際は、過剰整備を避け、地域における各主体の日常的メンテナンス・モニタリングのしやすさ等を考慮し、工法を検討し、採用する。 	【地域における各主体の日常的なメンテナンス・モニタリングを実施する組織の育成や支援】 【尾瀬国立公園協議会の活用】	～継続

課題	考え方	管理方針(案)			
		方針(案) (:ハード/ :ソフト)	方針毎の取組内容	対策上の課題	着手目標
c. 融雪期の利用による植生荒廃への対策 ・融雪期の山スキー等の利用による植生荒廃に対策が必要	融雪期は、道から踏み出しやすく、植生の芽吹き時期と重なり、植生荒廃を招きやすいことや、道迷いなど安全上の注意も必要であることを踏まえ、必要な対策を講じる。	融雪期の利用実態把握、植生荒廃等の要因分析	・歩道整備・管理者は、融雪期利用実態を把握し、植生・土壌荒廃要因を分析する。		
		利用実態に応じたソフト面、ハード面での応急対策	・歩道整備・管理者をはじめ、地域における各主体やガイド等関係者は、融雪期のスキー靴、ストックの正しい使い方などに関する情報発信と利用指導を実施する。 ・歩道整備・管理者は、ショートカットや迷い込みが多発する地点への立ち入り防止柵や赤旗の設置を行う。		
		融雪期の利用のルール化を図る	・歩道整備・管理者をはじめ、地域における各主体やガイド等関係者は、融雪期の利用実態把握や応急対策の評価をしつつ、必要に応じて利用のローカルルールを作成し、情報発信と利用指導を実施する。		
d. 本地域への二ホンジカの被害拡大の懸念	本地域への二ホンジカの被害拡大を防止する。	本地域の二ホンジカ被害状況を把握し、必要に応じた対策を進める。	・「尾瀬二ホンジカ管理方針」に則り、対策を進める。 ・行政は、地域における各主体や研究者の協力を得ながら、田代山湿原や会津駒ヶ岳～中門岳に至る雪田植生等におけるシカ被害状況の把握を行う。 ・行政は、地域における各主体や研究者の協力を得ながら、将来的に、旧尾瀬地区のように湿原植生への被害が広がらないよう、捕獲や防除等の対策を講じる。		～継続
e. 情報提供 ・利用のルールや国立公園内の資源の重要性や必要なマナーに関する情報が十分提供されていない	「脆弱な環境」を保全し、「深い自然体験」を促すため、情報収集の充実と共有を図り、適切な場所と方法で、必要な情報を発信する。	本地域への理解の促進	・本地域の利用環境や脆弱な環境を保全するため、本地域の魅力や貴重性に関する理解を深められるよう、情報提供を行う。		～継続
		現地のリアルタイム情報を収集するシステムの構築	・地域における各主体や行政が中心となって、利用者・関係者・地域住民・ボランティアなどが参加した現地の歩道状況や開花情報などのリアルタイム情報収集を行うシステムの検討・構築を行う。	【尾瀬国立公園協議会の活用】	～継続
		情報ターミナル機能の構築	・地域における各主体や行政が中心となって、檜枝岐、南会津地域の情報ターミナル機能の検討・構築を図り、収集された情報の更新や共有促進を図る。	【尾瀬国立公園協議会の活用】	～継続
		適切な場所と方法で、必要な情報発信の充実	・地域における各主体や行政が中心となって、広域（ホームページ、尾瀬ガイドンス、雑誌等）から、アプローチの途中（宿泊施設、ビジターセンター等）、対象エリア（登山口、湿原入口の標識等）にかけて情報発信を行う。（ツール毎の発信情報例は、別紙参照） ・歩道整備・管理者は、必要に応じて、情報提供施設等を整備する。		～継続

課題	考え方	管理方針(案)			
		方針(案) (:ハード/ :ソフト)	方針毎の取組内容	対策上の課題	着手目標
		自然解説ガイドの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における各主体や既存ガイドが中心となって、地域で活躍できるガイドの育成を行う。 ・ガイドは、自然情報の提供だけでなく、本方針の基本的考え方を理解し、保全と適正利用の推進のための役割も担う。 ・行政は、その促進と、支援を行う。 	【尾瀬認定ガイド制度の活用】	～継続
		標識の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備・管理者は、利用拠点・登山口・保全上重要箇所の手前・深い自然体験を促す地点・重要興味対象地点等で情報提供・注意喚起・自然解説等の標識の適切な配置計画を立て、順次整備を行う。 ・現在標識が適切に配置されておらず、道迷いが起きやすい場所等を点検し、足りない場所があれば整備する。 ・尾瀬全体の歩道整備・管理者を中心に、標識のデザインの統一化を図る。 	【必要以上の過剰整備を避ける】 【配置・提示内容は、地域の詳しい人、管理者等と十分調整を行う】	
f. アクセスとアプローチ ・公共アクセス不足や登山口駐車スペース不足 ・山麓登山口周辺の各集落(温泉等)との連携不足 ・登山口までの林道の取り扱い	「ふるさとの山」の特徴を活かし、新たな自然改変を伴わずに、利用の適正誘導と、地域の活性化を図る。	山麓登山口周辺の各集落で、後方利用拠点づくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ・田代山エリア、会津駒ヶ岳エリアの望ましい利用のあり方として檜枝岐温泉、湯ノ花温泉、木賊温泉等に宿泊しての1泊登山を推奨する。(快適で安全、充実した登山ができることをPR) ・民宿・観光施設・ミニビジターセンター的な施設を、後方利用拠点に位置づけ、様々な情報提供を行うとともに、駐車スペースや送迎サービス等の提供を行う。 	【地元での十分な話し合い・調整が必要】	～継続
			<ul style="list-style-type: none"> ・尾瀬国立公園の玄関口として、集落のあり方・機能を検討するとともに、ビジターセンター等(情報ターミナル機能・参加型リアルタイム情報収集システムの拠点機能含)の施設整備を検討する。 	【人員の配置などのソフトについては、地元を中心に検討】	～継続
		シャトルバス等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・利用集中期において、マイカー規制やシャトルバス・シャトルタクシー運行導入を検討する。 ・後方利用拠点づくりの推進と合わせ、宿泊者を対象としたシャトルバス運行導入を検討する。 ・登山道のピストン利用だけでなく、各登山口や後方利用拠点間の周回利用ができるよう、連絡巡回バスの運行導入を検討する。 	【運行の工夫による利用の適正化も念頭におく】	～継続
			<ul style="list-style-type: none"> ・既存の登山口駐車場の区画整理等を工夫することにより、可能な場所については駐車台数の増加を行う。 	【民間の協力が不可欠】	～継続
		登山口駐車場は、新たな自然改変を伴う拡張は行わない			

課題	考え方	管理方針(案)			
		方針(案) (:ハード/ :ソフト)	方針毎の取組内容	対策上の課題	着手目標
		アクセス道路(林道等)は、新たな自然改変を伴う拡幅等の高規格化は行わない	・アクセス道路の取り扱いについては、自然環境の保全や静かで深い自然体験等の雰囲気壊すことのないよう配慮しつつ、道路管理者などの関係機関により、安全対策をはじめ適正な維持管理を図っていく。		-
		既存の仕組みを有機的に結びつける工夫をする	・地域における各主体やガイドは、バスの時刻表と合わせたガイドツアーなど利用プランの検討・提案を行う。 ・地域における各主体では、村内の貸し出し自転車の活用なども検討する。 ・行政は、その促進と、支援を行う。		～継続
g.集中利用の分散と深い自然体験活動の推進	「ふるさとの山」の特徴を活かし、登山における魅力の多様化と、登山以外の魅力も含め、本地域の利用の多様化を図り、質の高い「深い自然体験」の提供と地域活性化を図る。	現在あまり利用されていない登山道やエリアの活用	・地域における各主体や行政を中心に、現在あまり利用されていない登山道の多様な魅力の発掘・ピークハントだけではない登山形態の提案・エコツアー・環境教育などの活用方法を検討し、現在利用が集中している登山道からの利用分散を図るとともに、宿泊率の向上等、地域活性化にも繋げる。 (例)宮里林道ルート(田代山)、キリンテルート・御池ルート(会津駒ヶ岳)、台倉高山線歩道(台倉高山) など ・歩道整備・管理者を中心に、登山道の現状に問題があるところは、利用上危険が無い程度の最低限の整備を施す。 ・また、地域における各主体やガイド等を中心に行政の支援を受けながら、日頃のメンテナンス・維持管理の頻度や作業内容を拡充する。 ・地域における各主体と行政を中心に、活用方法の検討、PRを行う。	【維持管理体制の構築・拡充】	～継続
		地域のガイド育成やエコツアーや環境教育の実施	・ガイドや地域における各主体を中心として、地域で活躍できる新たなガイドの育成、集落～山麓～山腹部での文化や伝統の伝承や活用も含め、集落と山を結びつけた多様な体験プログラムの作成などを行う。 (例)小沢平の出作り、キリンテキャンプ場周辺巨木の森、猿倉の三井物産の森 など ・ガイドや地域における各主体を中心に専門家の支援を受けながら、湿原や森林の専門家による地史的、生態学的な知見をガイダンスへ活用するなど、教育旅行・研修等、高度な環境教育へ応用する。	【ガイド育成やエコツアーの推進役】 【尾瀬認定ガイド制度の活用】	～継続
		後方利用拠点において利用の多様化を促す	・地域における各主体や行政、後方利用拠点を中心に、本地域の多様な魅力を効果的に伝え、情報発信や、ガイドの仲介、アクセスの確保等の実施により、多様な体験にまで結びつける。	【地元での十分な話し合い・調整が必要】	～継続

課 題	考え方	管理方針(案)			
		方針(案) (:ハード/ :ソフト)	方針毎の取組内容	対策上の課題	着手目標
h.地域の管理体制	「ふるさとの山」の特性を活かし、「脆弱な環境」を保全し、「深い自然体験」が出来るよう、適正な保全管理を行う。	現地即応型の管理体制の構築。支援。充実強化。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における各主体による日常的なメンテナンス・モニタリング体制の拡充を行うため、地域の住民や民間組織を中心として、日常的なパトロール・情報収集・維持管理補修・モニタリングを実施する組織の構築を行う。 ・行政を中心に、体制の構築・拡充に対して、積極的に育成や支援を行う。 ・その中で、既存の取り組みや、ボランティアの活用を検討する。 		～継続
i.整備・管理の役割分担と主体間の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理等に関わる主体間の役割分担や連携不足 ・利用指導や、登山道等の安全管理・施設維持管理体制の体制不足 	基本的考え方を踏まえ、前述・後述の各種取組を推進するため、各主体の役割分担・連携・協働の促進を図る。	整備主体・維持管理体制の整理・明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政を中心に、各施設・ルートの上の整備主体・維持管理体制の整理を行う。 	【事務局機能の明確化・整備】	
		保全・適正利用・管理のための常設の協議・協働機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・行政並びに関係者による、保全・適正利用・管理のための常設の協議・協働機関の設置を行う。 		～継続
		現地即応型の管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・協議・協働機関を中心に、行政・地域における各主体・ガイド等関係者・利用者・ボランティア・企業CSR等の協力を得て、地域の保全・管理体制の充実を図る。 <p>(例) 地域における各主体による日常的なメンテナンス・モニタリングを実施する組織の育成や支援、関係者の連携の促進、維持管理マニュアルの整備、危険防止(危険木、危険施設、破損等)のための定例合同パトロール、利用に関する地域ルールの検討・策定等</p>		

4. 環境省が事業を実施する上での主な課題毎に対する考え方

- 『滝沢登山口～会津駒ヶ岳～中門岳』並びに『馬坂峠登山口～帝釈山～田代山湿原～猿倉登山口』については、本地域の核心部であり、利用の集中するルートである。さらに、会津駒ヶ岳から中門岳に至る山稜線の湿生草原・池塘並びに田代山頂湿原をはじめとした人為の影響を受けやすい脆弱な自然環境が存立しているため、環境省が今後の整備主体になることとする。
- 本整理は、上記ルートにおいて、『2. 基本的考え方』及び『3. 各主体が協力して実施する共通の管理方針』を受けて、環境省が実際の整備を行う際の課題とそれに対する考え方を整理したもの。

課題	考え方	当てはまる箇所（個票番号）	
		会津駒ヶ岳	田代山・帝釈山
登山口の取扱い	<p>国立公園の登山利用の入口として、ふさわしいものになるよう、必要な機能を整備する。（ただし、基本的に、現在の利用範囲内で行い、新たな自然改変は行わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供を集約して行い、ミニ休憩所や不足しているトイレ等を整備する。 ・シャトル導入等も視野に入れながら、駐車場や利用動線の整理をし、適切な利用誘導を行う。 	滝沢登山口（駒1）	馬坂峠登山口（田代1） 猿倉口登山口（田代7）
<p>荒廃・周辺植生に影響を与えている登山道の取扱い</p> <p>雪田植生等に影響を与えている木道の取扱い</p>	<p><既に影響が明らかになっている箇所について></p> <p>既に影響が見受けられる箇所については、速やかに対応策を検討し、対策を実施することとする。</p>		
	<p>（対象例1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃の進んだ登山道：荒廃のタイプに応じ、適切な整備手法を導入するために、モデル的試験施工を行い、効果を検証し、適切な手法の選定が出来次第、区間毎に再整備を行う。 	滝沢～駒ノ小屋の登山道（駒3）	馬坂峠登山口～帝釈山（田代2-1,2,3） 田代山湿原～猿倉登山口（田代5-1,2）
	<p>（対象例2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿原に影響を与えている休憩・滞留スペース：泥炭層への沈み込み、表流水・地下水の分断、集水や踏み込みを避けるための構造を検討し、跡地の保全や植生復元対策を施すことを前提に、より湿原に影響の無い安定した場所に移設する。 	駒ノ小屋～中門岳（駒7-4,5,6,7）	田代山湿原（田代4-8）
	<p>（対象例3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生復元：効果を検証しながら、地形・地質・自然の特性に応じて、ふさわしい方法にて行う。 	駒ノ小屋下雪田～中門大池（駒5）	田代湿原（田代4-2,3,7,8,9） 小田代（田代6-1）
	<p><影響が懸念される箇所について></p> <p>影響が懸念される箇所については、まずは、数年間にわたり影響の有無やその状況等をモニタリング調査し、その結果に応じて、その後の対応策を慎重に、検討することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた、専門家によるモニタリング調査・検証を実施する。 <p>（対象例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木道による湿原への影響調査を行う。 	駒ノ大池～中門までの途中（駒4-1,3,4）	田代山湿原（田代4-1,2）

<p>影響がまだ見られないか、影響が軽微な登山道・木道の取扱い</p>	<p>日常的管理の中でできる影響の有無・状況等を把握するモニタリング調査を継続的に実施する。 ・歩道整備・管理者は、地域における各主体やガイド等関係者や利用者の協力を得ながら、日常的にモニタリングできる内容は、継続してモニタリングを行う。 (対象例) ・登山道の荒廃進行度、植生の変化、施設整備の効果や問題点、外来種の侵入、新たな利用の影響などをモニタリングする。</p>	<p>会津駒ヶ岳手前斜面 (駒4-2)</p>	<p>田代山湿原(田代4-4)</p>
<p>休憩・滞留スペースの取扱い</p>	<p><登山道について> 休憩・滞留スペースを明確化することにより、無秩序な休憩・滞留を防ぎ、適切な利用誘導を図る。</p> <p><駒ノ小屋～中門岳、田代湿原のエリアについて> 当該エリアは、特別保護地区にも指定され、基本的に保全すべきエリアであるため、利用のための整備は限定的に慎重に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 脆弱な場所にある休憩・滞留スペースはより安定した場所に移設し、適切な誘導を行うことで、湿原への影響を最小限に抑える。 湿原内には大きな休憩・滞留スペースを設けず、湿原の外や林縁部等安定した場所を中心に、スペースを確保する。 休憩・滞留スペースの収容力については、最大利用人数に合わせるのではなく、利用集中期については、別途、シャトルバス等の導入により適切な利用のコントロールが図られることを念頭に、それ以外の常時最低限必要とされるスペースに抑える。 上記・下記の考え方で設定した範囲の中の具体的な設置場所等については、管理者や地域と十分調整をして、決めることとする。 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 駒ノ小屋～中門岳エリアの休憩・滞留スペースは、駒ノ小屋前、会津駒下中門岳側分岐、中門末端の3つのエリアに限定。 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 田代山湿原エリアの休憩・滞留スペースは、田代山避難小屋周辺、避難小屋側湿原入口林縁部、川衣側湿原入口林縁部の3つのエリアに限定。 それ以外の必要箇所については、既存影響範囲内にて待避スペースを設けることとする。 	<p>滝沢～駒ノ小屋途中水場上 (駒2)</p> <p>会津駒ヶ岳山頂(駒6)</p> <p>駒ノ小屋～中門岳 (駒7-1,2,3,4,5,6,7)</p>	<p>田代・帝釈中間鞍部 (田代3-2) 小田代～猿倉中間地点 (田代6-2,3)</p> <p>田代山湿原 (田代4-5,8) 田代山湿原 (田代4-6,7)</p>
<p>湿原の入口部</p>	<p>湿原の入口部分で、利用上の注意、休憩・滞留箇所の案内を行い、マナー啓発と無秩序な休憩・滞留を防ぎ、適切な利用誘導を図る。</p>	<p>駒ノ小屋(駒7-1)</p>	<p>田代山避難小屋(田代4-5) 猿倉側湿原入口(田代4-9) 川衣側湿原入口(田代4-8)</p>
<p>トイレ</p>	<p>環境への負荷をなるべく少なくする処理方式を検討する。 トイレの処理方式や仕様、位置は、地元管理者と調整し、決定する。 トイレの処理と日常の維持管理は、地元で行うこととする。</p>	<p>滝沢登山口(駒1)</p>	<p>馬坂峠登山口(田代1) 田代山避難小屋脇 (田代4-10)</p>

5. 会津駒ヶ岳エリアの景観保全上の課題と管理方針(案)

路線: A 会津駒ヶ岳登山線 区間: (あ) 滝沢登山口～駒ノ小屋

滝沢登山口～駒ノ小屋

(着手目標: : 早期着手が必要なもの、 : ここ数年の間に着手が必要なもの、 : 状況をみながら中長期計画で検討・着手していくもの)

課題	課題タイプ	場所		理由・根拠・背景		考え方		方針(案)					
		個票番号	フォローアップ調査(湿原・登山道)	フォローアップ調査(利用動態)	共通	個別	方針(案) (:ハード / :ソフト)	方針毎の対策内容	対策上の課題	着手目標			
b.入山する際の情報不足と標識類の乱立 (C b)	登山口	滝沢登山口	駒1	国立公園の登山利用の入口として、ふさわしいものになるよう、必要な機能を整備する(ただし、基本的に、現在の利用範囲内で行い、新たな自然改変は行わない)。	・情報提供を集約して行い、ミニ休憩所や不足しているトイレ等を整備する。	情報提供と休憩所を兼ねた施設を整備する	【情報提供施設兼ミニ休憩所設置の検討・設置】	【環境負荷を最小限にし、視認性や利用しやすさなどにも配慮した配置や設置場所の検討】 【既存標識類の整理統合】					
a.トイレの場所の情報不足 (C a)											登山口にトイレを整備する	【環境に配慮したトイレ整備】	【トイレ仕様の詳細は地元と調整し、決定する】 【処理及び日常管理は地元で行うシステムを構築・拡充】
c.駐車スペースの確保と明示 (C c)											・シャトルの運行等もにらみながら、駐車場や利用動線の整理を行い、適切な利用誘導を行う。	駐車場増設はせず、利用集中期はアクセス対策を講じる	【利用の集中期におけるシャトルバス・タクシー・送迎バス等の活用の検討・定着の推進】
d.水場上の広場の休憩スペースが不明確	利用	水場上の広場	駒2	休憩・滞留スペースを明確化することにより、無秩序な休憩・滞留を防ぎ、適切な利用誘導を図る。		休憩エリアの充実と「水場」へのわかりやすい案内	【休憩ベンチ更新・増設】 【「水場」標識再設置】						
e.登山道の荒廃防止と周辺の植生保全 (C a)	荒廃	滝沢登山口～駒ノ小屋	駒3 荒廃タイプに応じた個別の試験施工イメージは、個票3-1～個票3-6を参照。	・荒廃のタイプに応じ、適切な整備手法を導入するために、モデル的試験施工を行い、効果を検証し、適切な手法の選定が出来次第、区間毎に再整備を行う。 ・登山道周辺で植生荒廃が起こっている箇所は、植生復元を行う。 ・対策を講じる際は、その後の地域の人々のメンテナンス・モニタリングのしやすさ等を考慮し、工法を検討・採用する。		登山道並びに周辺植生の荒廃防止のためのモデル試験施工	【荒廃防止のための試験施工、モニタリング、評価を実施】 【荒廃タイプごとの適切な施工方法を選定し、登山道の区間整備と日常的メンテナンスシステム作りに繋げる】	試験施工: モニタリング・ 評価: 登山道の区 間整備:					
						植生復元	【荒廃により傷んだ植生を復元する】				～継続		
						利用指導・誘導	【山スキー並びに登山者へのマナー啓発や利用指導・誘導の併用】 【必要に応じ、利用のローカルルールの検討・実施】				～継続 ～継続		

路線：A会津駒ヶ岳登山線 区間：(い)駒ノ小屋～会津駒ヶ岳

駒ノ小屋～中門岳末端(山稜線)

(着手目標： : 早期着手が必要なもの、 : ここ数年の間に着手が必要なもの、 : 状況をみながら中長期計画で検討・着手していくもの)

課題	課題タイプ	場所	理由・根拠・背景		考え方		方針(案)			
			個票番号	フォローアップ調査(湿原・登山道)	フォローアップ調査(利用動態)	共通	個別	方針(案) (:ハード / :ソフト)	方針毎の対策内容	対策上の課題
a.木道の影響が懸念される箇所の取扱い	湿原利用 植生復元	駒ノ大池	駒4-1	・当該エリアは、特別保護地区にも指定され、基本的に保全すべきエリアであり、利用のための整備は限定的に慎重に行う。	・影響が懸念される箇所については、まずは、数年間にわたり影響の有無やその状況等をモニタリング調査し、その結果に応じて、その後の対応策を慎重に、検討することとする。	山側ルートに一本化する方向で検討	【一本化する場合の植生・利用への影響について検討調査を行う】 【必要に応じて、最小限の待避スペースの確保を行う】	【モニタリング・評価方法の検討】		
						植生復元	【木道撤去する場合は、その後の植生復元を行う】		～継続	
						メンテナンスシステム構築と継続的モニタリングの実施	【日常的メンテナンスシステムの構築】 【継続的モニタリングの実施】	【モニタリング・評価方法の検討】	～継続	
	湿原 植生復元	駒ノ大池～会津駒ヶ岳 手前斜面	駒4-2			木道の雪田への影響調査	【木道の雪田への影響について、モニタリング調査を実施し、悪影響の兆候が見られれば、移設も含めて、検討を行う】	【モニタリング・評価方法の検討】	～継続	
						木道の雪田への影響調査	【木道の雪田への影響について、モニタリング調査を実施し、木道による集水の有無・状況を確認】	【モニタリング・評価方法の検討】		
	湿原 利用 植生復元	会津駒ヶ岳～中門池稜 線上	駒4-3			木道下の集水回避対策	【木道と水の流れに関するモニタリング結果を受けて、木道への集水を避ける構造を検討】	【詳細な構造の検討】		
						木道の雪田への影響調査	【木道の雪田への影響についてモニタリング調査を実施し、木道の雪田への影響の有無・状況を確認】	【モニタリング・評価方法の検討】		
						モニタリング結果により、木道ルート移設か構造の改善を検討	【モニタリングを実施し、影響が大きいと判断された場合：木道移設を検討】 ・移設先のルート・工法検討 ・現道の木道撤去後の植生復元方法検討 【移設が必要ない場合：木道による雪田への影響を避ける構造を検討】			
						植生復元	【ブロック状に植生が落ち、影響が拡大する箇所の植生復元】 【現在の裸地の植生復元】 【木道移設する場合は、その後の植生復元を行う】		～継続	
						最低限の補修	【傾いた木道、壊れた木道の安全性確保・周辺踏み込み防止のための補修を行う】			
駒ノ大池～雪田斜面ト ラバース区 間	駒4の共通	木道周辺の植生荒廃地の植生復元	【木道周辺に裸地等 植生荒廃地がある場合は、積極的に植生復元等 対策を行う】		～継続					
		対策工効果・植生復元のモニタリング調査	・モニタリング調査の実施により、以上の保全事業の実施効果を検証し、その後の対策に活かすこととする。		～継続					
		共通	【地元を中心とした、定期的なパトロールやメンテナンス】 【湿原への影響の無い範囲で、最低限の補修・簡易メンテナンスを行う】 【融雪期の赤簾立て】 【継続的に、木道や周辺植生の状況をモニタリングし、悪影響の兆候が見られれば、状況に応じた対策を検討】	【モニタリング・評価方法の検討】 【メンテナンス・モニタリング体制の構築・拡充】	～継続					

課題	課題タイプ	場所	理由・根拠・背景		考え方		方針(案)			
			個票番号	フォローアップ調査(湿原・登山道)	フォローアップ調査(利用動態)	共通	個別	方針(案) (:ハード/ :ソフト)	方針毎の対策内容	対策上の課題
b.植生復元対策後の取り扱い明確化と新たな裸地対策(C c)	湿原植生復元	駒ノ小屋下雪田	駒5	・効果を検証しながら、地形・地質・自然の特性に応じて、ふさわしい方法にて行う。			モニタリングの継続	【現在良好に回復しつつある、過去の植生復元箇所を、今後も継続的にモニタリングしていく】		~ 継続
		駒ノ大池～会津駒ヶ岳手前斜面								
		会津駒ヶ岳直登ルート廃道跡								
		会津駒ヶ岳～中門岳間								
		中門大池デッキ周辺					脆弱な場所の既存デッキと道標は撤去する。 興味地点としての利用代替施設として影響の少ない場所にベンチを設置	【既存デッキの撤去、標識の移設】 【興味地点として、影響の少ない場所に、代替のベンチと小さな解説版を設置】	【周辺環境に配慮した、魅力的な休憩スペースの配置・工法の検討】	
							立ち入り禁止措置と植生復元	【デッキ、標識移設後の植生復元】		
							対策工効果・植生復元のモニタリング調査	【モニタリング調査の実施により、以上の保全事業の実施効果を検証し、その後の対策に活かす】		~ 継続
c.山頂の展望が利かず、到達感が得られない(C a)	利用	会津駒ヶ岳山頂	駒6	・当該エリアは、特別保護地区にも指定され、基本的に保全すべきエリアであり、利用のための整備は限定的に慎重に行う。			植生を保全した上で、眺望が確保できる方法を検討	【眺望を良くするための単純な伐採は行わず植生を保全した上で、展望が確保できる方法を検討】	植生を保全した上で、眺望が確保できる方法には、どんなものがあるか、方法を検討。	-

課題	課題タイプ	場所	理由・根拠・背景		考え方		方針(案)			
			個票番号	フォローアップ調査(湿原・登山道)	フォローアップ調査(利用動態)	共通	個別	方針(案) (:ハード/ :ソフト)	方針毎の対策内容	対策上の課題
d.湿原入口でのルール等の情報発信の充実	湿原植生復元利用	駒ノ小屋周辺	駒7-1	・当該エリアは、特別保護地区にも指定され、基本的に保全すべきエリアであり、利用のための整備は限定的に慎重に行う。 ・脆弱な場所にある休憩・滞留スペースはより安定した場所に移設し、適切な誘導を行い、湿原への影響を最小限に抑える。 ・湿原内には大きな休憩・滞留スペースを設けず、湿原の外や林縁部等安定した場所を中心に、スペースを確保する。 ・駒ノ小屋～中門岳エリアの休憩・滞留スペースは、駒ノ小屋前、会津駒下中門岳側分岐、中門末端の3つのエリアに限定。	・湿原の入口部分で、利用上の注意、休憩・滞留箇所案内を行い、マナー啓発と無秩序な休憩・滞留を防ぎ、適切な利用誘導を図る。	駒ノ小屋の壁掛け式の情報板の設置 有人小屋の特性を活かした情報発信基地とする	【情報発信の充実】 ・湿原の入口部分で利用マナー、休憩エリア、資源紹介、貴重性・脆弱性の注意に関する情報等、発信を行う	【利用者の目に付きやすい位置や表現の工夫】		
e.湿原入口の休憩スペースの確保(C a)					・既存の利用エリアは拡げずに、既存のデッキ範囲内で収容力を上げる工夫を行う。	駒ノ小屋前休憩スペースの収容力を上げる	【休憩スペースの収容力向上】	【限られたスペース内を有効に活用する方法の検討】		
f.駒ノ大池以奥の中間地点での休憩スペースの確保(C a)		会津駒ヶ岳下中門岳側分岐	駒7-2		・既存の影響エリアの範囲内で収容力を上げる工夫を行う。	現在の影響範囲の中で休憩スペースを増設する	【会津駒下中門岳側分岐の休憩エリアの充実】	【周辺環境に配慮した、魅力的な休憩スペースの配置・工法の検討】		
						メンテナンスシステム構築と継続的モニタリングの実施	【日常的メンテナンスシステムの充実】 【継続的モニタリングの実施】			
		会津駒ヶ岳～中門岳中間地点	駒7-3		・利用エリアは限定し、脆弱性の高いエリアには、新たな整備は行わない。	当該場所にはベンチ設置を行わない	【当該箇所でのベンチ設置は行わない】			-
g.中門大池以奥の休憩スペースの確保(C a)		中門大池デッキ周辺	駒7-4		・脆弱な場所の既存デッキと道標は撤去する。 興味地点ではあるので、代替として影響の少ない場所にベンチを設置	脆弱な場所の既存デッキと道標は撤去する。 興味地点ではあるので、代替として影響の少ない場所にベンチを設置	【既存デッキの撤去、標識の移設】 【興味地点として、影響の少ない場所に、代替のベンチと資源名板を設置】	【周辺環境に配慮した、魅力的な休憩スペースの配置・工法の検討】		
					・脆弱な場所にあるものは、より安定した場所へ移設。 ・跡地は、植生復元を行う。	立ち入り禁止措置と植生復元	【デッキ、標識移設後の植生復元】		～継続	
						対策工効果・植生復元のモニタリング調査	【モニタリング調査の実施により、以上の保全事業の実施効果を検証し、その後の対策に活かす】		～継続	
						より安定した場所へ休憩・滞留デッキの移設と十分な利用スペース確保	【この場所のデッキの収容力をカバーし、既存では不足していた分に寄与するだけの休憩・滞留スペースを、より安定した代替箇所にて、確保(個票:駒7-5,駒7-6,駒7-7)】 【標柱も、休憩・滞留デッキとともに、愛着ある既存の標柱を移設・再利用して、再整備(個票:駒7-7)】			
		中門池を望むテラス候補地	駒7-5		中門大池周辺から撤去する休憩デッキの代わりに、より安定した当該箇所へベンチを新設	中門大池周辺から撤去する休憩デッキの代わりに、より安定した当該箇所へベンチを新設	【ベンチ2基を設置】	【周辺環境に配慮した、魅力的な休憩スペースの配置・工法の検討】		
	・既存デッキの収容力をカバーし、かつ、既存で不足していた分に寄与するだけの休憩・滞留スペースを、より安定した代替箇所にて、確保する。			メンテナンスシステム構築と継続的モニタリングの実施	【日常的メンテナンスシステムの充実】 【継続的モニタリングの実施】					
	会津駒、燧ヶ岳、至仏山展望デッキ候補地	駒7-6	中門大池周辺から撤去する休憩デッキの代わりに、より安定した当該箇所へデッキとベンチを新設	中門大池周辺から撤去する休憩デッキの代わりに、より安定した当該箇所へデッキとベンチを新設	【デッキ+ベンチ4基+解説版の設置】	【周辺環境に配慮した、魅力的な休憩スペースの配置・工法の検討】				
中門岳歩道終端部ループ北端	駒7-7	・既存デッキの収容力をカバーし、かつ、既存で不足していた分に寄与するだけの休憩・滞留スペースを、より安定した代替箇所にて、確保する。 ・標柱も、より安定した代替箇所にて、休憩・滞留デッキとともに、愛着ある既存の標柱を移設・再利用して、再整備する。	中門大池周辺から撤去する休憩デッキの代わりに、比較的安定した当該箇所へベンチを新設	【既存標識の移設、デッキ整備】 【木道沿いにベンチ4基整備】	【周辺環境に配慮した、魅力的な休憩スペースの配置・工法の検討】					
			立ち入り禁止措置と植生復元	【踏み込み道の植生復元と立ち入り禁止標識設置】		～継続				
h.湿原内裸地の拡大防止と植生復元(C c)				対策工効果・植生復元のモニタリング調査	・モニタリング調査の実施により、以上の保全事業の実施効果を検証し、その後の対策に活かすこととする。		～継続			

6. 田代山・帝釈山エリアの景観保全上の課題と管理方針(案)

路線: A猿倉台倉高山線 区間: (あ)馬坂峠登山口～帝釈山～田代山湿原入口

馬坂峠[登山口]～帝釈山～田代山湿原手前

(着手目標: :早期着手が必要なもの、 :ここ数年の間に着手が必要なもの、 :状況をみながら中長期計画で検討・着手していくもの)

課題	課題タイプ	場所	理由・根拠・背景		考え方		方針(案)			
			個票番号	フォローアップ調査(湿原・登山道)	フォローアップ調査(利用動態)	共通	個別	方針(案) (:ハード / :ソフト)	方針毎の対策内容	対策上の課題
c.入山する際の情報不足 (B c)	登山口	馬坂峠	田代1	国立公園の登山利用の入口として、ふさわしいものになるよう、必要な機能を整備する(ただし、基本的に、現在の利用範囲内で行い、新たな自然改変は行わない)。	・情報提供を集約して行い、ミニ休憩所や不足しているトイレ等を整備する。 ・シャトルの運行等にもらみながら、駐車場や利用動線の整理を行い、適切な利用誘導を行う。	情報提供と休憩所を兼ねた施設を整備する	【情報提供施設兼ミニ休憩所設置の検討・設置】	【環境負荷を最小限にし、視認性や利用しやすさなどにも配慮した配置や設置場所の検討】 【既存標識類の整理統合】	平成20年度:設計 平成21年度:整備	
a.馬坂峠のトイレの改善 (B a)						登山口にトイレを整備する	【環境に配慮したトイレ整備】	【トイレ仕様の詳細は地元と調整し、決定する】 【処理及び日常管理は地元で行うシステムを構築・拡充】	平成20年度:設計 平成21年度:整備	
b.駐車場の適正規模とアクセスに関する合意 (B b)						駐車場増設はせず、利用集中期はアクセス対策を講じる	【利用の集中期における代替サービスの検討・定着の推進】 【シャトルバス・タクシー・送迎バスの活用を検討】	【適切な情報発信・利用者誘導】 【アクセスシステムの導入方法の検討】		
d.迂回ルートによる歩道拡幅と木の根の露出踏みこみ対策 (B a,b)	荒廃	馬坂峠～帝釈山	田代2-1	・荒廃のタイプに応じ、適切な整備手法を導入するために、モデル的試験施工を行い、効果を検証し、適切な手法の選定が出来次第、区間毎に再整備を行う。 ・登山道周辺で植生荒廃が起きている箇所は、植生復元を行う。 ・対策を講じる際は、その後の地域の人々のメンテナンス・モニタリングのしやすさ等を考慮し、工法を検討・採用する。	荒廃タイプ:「拡幅型」に応じた対策	登山道並びに周辺植生の荒廃防止のためのモデル試験施工	【荒廃防止のための試験施工、モニタリング、評価を実施】 【荒廃タイプごとの適切な施工方法を選定し、登山道の区間整備に繋げる】	【特に、オサバグサの保全に留意】	試験施工: モニタリング・評価: 登山道の区間整備:	
植生復元						【荒廃により傷んだ植生を復元する】	～継続			
利用指導・誘導の併用						【混雑時にはマナー啓発や利用指導・誘導を併用】	～継続			
e.帝釈山～田代山湿原間ぬかるみ対策 (B a)	帝釈山～田代山	田代2-2	田代2-2	田代2-2	洗掘タイプ:「ぬかるみ型」に応じた対策	未対策のぬかるみ区間の早期対策	【地元の方やボランティアと調整・役割分担しながら、早期対策を施す】	【モニタリング、評価に応じた改善策の検討】		
既存の対策について効果のモニタリングと評価						【施工済みの菅家式木道の歩道拡幅防止効果や歩行性等のモニタリング、評価を実施】	～継続			
植生復元						【利用により傷んだ植生を復元する】				
f.帝釈山～田代山湿原間の洗掘 (B a)	帝釈山～田代山	田代2-3	田代2-3	田代2-3	洗掘タイプ:「深掘れ型」に応じた対策	登山道並びに周辺植生の荒廃防止のためのモデル試験施工	【荒廃防止のための試験施工、モニタリング、評価を実施】 【荒廃タイプごとの適切な施工方法を選定し、登山道の区間整備に繋げる】	【他の深掘れ箇所の簡易ステップの検証・改善(田代5-2)】	試験施工: モニタリング・評価: 利用指導: 登山道の区間整備:	
利用指導・誘導の併用						【登山者へのマナー啓発や利用指導・誘導の併用】				
g.岩場の危険箇所の安全対策の検討 (B c)	安全	帝釈山～田代山避難小屋	田代3-1	田代3-1	田代3-1	補助ロープの早急な交換	【補助ロープの交換】	【メンテナンス体制の充実】	～継続	
			定期的なメンテナンス			【定期的なメンテナンスの実施】				
h.帝釈山～田代山湿原間休憩スペースが不明瞭	利用		田代3-2			田代3-2	田代3-2	・休憩・滞留スペースを明確化することにより、無秩序な休憩・滞留を防ぎ、適切な利用誘導を図る。	帝釈山から田代山へ至る中間に位置する鞍部に休憩場所を設置する	【帝釈山～田代山湿原 中間鞍部への休憩スペースの整備】 ・道標、注意標識の設置 ・侵入防止柵と植生復元
i.迷いやすい箇所での誘導対策の検討 (B b)	安全	田代3-3	田代3-3	田代3-3	田代3-3	迷い込み対策の実施	【赤布や道標の設置により、迷い込み対策の実施】	【赤旗・道標の設置場所・方法等の検討・調整】	～継続	

路線：A猿倉台倉高山線 区間：(い)田代山湿原(田代山避難小屋、トイレ含む)

田代山湿原[湿原ルート]

(着手目標： :早期着手が必要なもの、 :ここ数年の間に着手が必要なもの、 :状況をみながら中長期計画で検討・着手していくもの)

課題	課題タイプ	場所	理由・根拠・背景		考え方		方針(案)			
			個票番号	フォローアップ調査(湿原・登山道)	フォローアップ調査(利用動態)	共通	個別	方針(案) (:ハード / :ソフト)	方針毎の対策内容	対策上の課題
a.湿原内の木道及び付帯施設のルート・位置の検討(骨子B b)	湿原	木道A	田代4-1	・当該エリアは、特別保護地区にも指定され、基本的に保全すべきエリアであり、利用のための整備は限定的に慎重に行う。	・影響が懸念される箇所については、まずは、数年間にわたり影響の有無やその状況等をモニタリング調査し、その結果に応じて、その後の対応策を慎重に、検討することとする。	木道の湿原への影響調査	【木道による水分絞り出しの影響調査】	【調査方法の検討】		
						影響調査の結果により、必要に応じて、湿原全体の木道ルートの検討 木道の移設と植生復元	【湿原全体の木道ルートの検討】 【移設、植生復元、モニタリング】	【慎重な検討】		
		木道B	田代4-2			木道の湿原への影響調査	【木道の湿原への影響調査】 【現道への対策の検討】	【調査方法の検討】		
						影響調査の結果により、必要に応じて、湿原全体の木道ルートの検討 木道の移設と植生復元	【湿原全体の木道ルート検討】 【移設、植生復元、モニタリング】	【慎重な検討】		
			田代4-3			現行不具合箇所への対策	【人の踏み込みがある場所への踏み込み禁止措置】		~ 継続	
						植生復元とモニタリング	【植生復元のための状況調査と施工・モニタリング】		~ 継続	
木道C	田代4-4	自然遷移に任せつつ、モニタリングを行う	【モニタリングと評価の実施】		~ 継続					
b.湿原全体の休憩スペースの確保(B a,b)	湿原利用 植生復元	田代山避難小屋周辺	田代4-5	・脆弱な場所にある休憩・滞留スペースはより安定した場所に移設し、適切な誘導を行い、湿原への影響を最小限に抑える。 ・湿原内には大きな休憩・滞留スペースを設けず、湿原の外や林縁部等安定した場所を中心に、スペースを確保する。 ・田代山湿原エリアの休憩・滞留スペースは、田代山避難小屋周辺、避難小屋側湿原入口林縁部、川衣側湿原入口林縁部の3つのエリアに限定。 ・それ以外の必要箇所については、既存影響範囲内にて待避スペースを設けることとする。	田代山避難小屋周辺を主な休憩スペースとし利用者を誘導する	【田代山避難小屋周辺の休憩・滞留スペース明確化再整備】 【休憩エリア・マナー等の総合案内標識設置】	【周辺環境に配慮した、魅力的な休憩スペースの配置・工法の検討】			
		木道C撮影スポット	田代4-6		湿原内の休憩スペースの設置	【すれ違い待避スペース整備】				
		猿倉登山口入口	田代4-7		湿原への踏み込みを助長する施設の整理・植生復元					
		木道A、B合流地点	田代4-8		安定した場所への休憩スペースの移設 植生復元	【脆弱な湿原上の現デッキを撤去し、より安定した林縁部へ移設】 【移設デッキ跡の植生復元】	【周辺環境に配慮した、魅力的な休憩スペースの配置・工法の検討】 【利用者のスムーズな誘導方法の検討】			

課題	課題タイプ	場所	理由・根拠・背景		考え方		方針(案)			
			個票番号	フォローアップ調査 (湿原・登山道)	フォローアップ調査 (利用動態)	共通	個別	方針(案) (:ハード / :ソフト)	方針毎の対策内容	対策上の課題
c.湿原内裸地の拡大防止と植生復元(B d)	湿原植生復元	木道A, C合流地点	田代4-9		<ul style="list-style-type: none"> 効果を検証しながら、地形・地質・自然の特性に応じて、ふさわしい方法にて植生復元を行う。 踏み込み防止策の実施 既存の裸地のみならず、デッキ・木道の移設や撤去が決定した場合には、それぞれの場所に適した植生復元工を実施する 	植生復元	【植生復元工】 (例: 既存の裸地) ・猿倉口登山口分岐の裸地(田代4-9) ・木道B周辺の近くの洗掘・裸地化箇所(田代4-2, 4-3) ・道標周辺・盲腸線周辺と奥の裸地(田代4-7) (例: デッキ撤去後跡地及び周辺裸地) ・木道A,B三叉路デッキ撤去後跡地と周辺踏み込み箇所(田代4-8) (例: 木道等の廃止、移設が必要になった場合に生じる裸地) ・木道Aが移設になった場合の裸地(田代4-1) ・木道Bが移設、廃止になった場合の裸地(田代4-2, 4-3) (例: 予測的対策) ・木道Cの撮影スポットの待避スペース(田代4-6)	【場所に応じた、植生復元・モニタリング方法の検討】	~ 継続	
		【再掲】	田代4-1, 2, 3, 6, 7, 8							
d.湿原の一方通行ルール等の情報発信の充実(B c)	利用湿原	【再掲】	田代4-5, 8, 9		<ul style="list-style-type: none"> 湿原の入口部分で、利用上の注意、休憩・滞留箇所の案内を行い、マナー啓発と無秩序な休憩・滞留を防止、適切な利用誘導を図る。 	湿原の各入口部分で湿原の案内図、休憩エリアの紹介、通行ルール、利用上のマナー、資源に関する情報発信等を行う	(設置場所例) 猿倉登山口からの湿原入口分岐周辺(田代4-9) 田代山避難小屋周辺(田代4-5) 川衣(宮里林道)登山口からの新設湿原入口デッキ周辺(田代4-8)	【周辺環境に配慮した標識とする】 【一方通行ルールをわかりやすくしている既存の標識類は、点検して、撤去、付替】		
e.田代山避難小屋横トイレの改善(B d)	利用湿原	田代山避難小屋トイレ	田代4-10		<ul style="list-style-type: none"> 当該場所のトイレは無くさない。 環境への負荷をなるべく少なくする処理方式を検討する。 トイレの処理方式や仕様は、地元と調整し、決定する。 トイレの処理と日常の維持管理は、地元で行うこととする。 	トイレ処理方式の検討・調整・決定 トイレ等の整備	【南会津町と調整し、処理様式を決定】 ・処理方式は、今後も南会津町と調整を図りながら決定する。 ・男女共用で合計3基程度設置を検討する。 (処理方式の例) ・携帯トイレブース化 ・カートリッジ式トイレ化	【設置場所の検討】 ・自然環境、維持管理、臭気、夜間利用、利用動線等を考慮し、設置位置を検討する。	~ 継続	

路線：A猿倉台倉高山線 区間：(う)田代山湿原入口～小田代湿原～猿倉登山口

田代山湿原～猿倉登山口

(着手目標： : 早期着手が必要なもの、 : ここ数年の間に着手が必要なもの、 : 状況をみながら中長期計画で検討・着手していくもの)

課題	課題タイプ	場所		理由・根拠・背景		考え方		方針(案)			
		個票番号	フォローアップ調査(湿原・登山道)	フォローアップ調査(利用動態)	共通	個別	方針(案) (:ハード/ :ソフト)	方針毎の対策内容	対策上の課題	着手目標	
a.登山道の水路化・洗掘化の防止 (B a)	洗掘	登山道小田代上部	田代5-1		田代2と同様	荒廃タイプ:「深掘れ型」に応じた対策	登山道並びに周辺植生の荒廃防止のためのモデル試験施工	【荒廃防止のための試験施工、モニタリング、評価をモデル的に実施】 【荒廃タイプごとの適切な施工方法を選定し、登山道の区間整備に繋げる】		試験施工: モニタリング・評価、 利用誘導: 登山道の区間整備:	
		登山道下部	田代5-2				既存の対策について効果のモニタリングと評価	【施工済みの簡易ステップの浸食抑制効果や歩行性等のモニタリング、評価を実施】	【モニタリング、評価に応じた改善策の検討】		
b.小田代湿原内の迷い込み対策と一部植生荒廃の防止	湿原利用	小田代湿原	田代6-1		湿原の保全	土砂流入の防止	横断排水溝の設置	【横断排水溝の設置】			
			迷い込み防止、湿原内への踏み込み防止			行き止まり支線への迷い込み込み対策と標識周辺への踏み込み防止	【行き止まり支線の撤去と植生復元】	【水場の確保との調整】			
c.田代山湿原～猿倉登山口間の休憩スペース確保	利用	登山道中間点休憩	田代6-2		休憩・滞留スペースを明確化することにより、無秩序な休憩・滞留を防ぎ、適切な利用誘導を図る。	登山道の休憩エリアを明確にする	【簡易なベンチと標識を設置】	【その場の雰囲気にあった整備とする】			
		登山道下部休憩	田代6-3								
f.入山する際の情報不足 (B b)	登山口	猿倉登山口	田代7		国立公園の登山利用の入口として、ふさわしいものになるよう、必要な機能を整備する(ただし、基本的に、現在の利用範囲内で行い、新たな自然改変は行わない)。	・情報提供を集約して行い、ミニ休憩所や不足している誘導標識等を整備する。	情報提供と休憩所を兼ねた施設を整備する	【情報提供施設兼ミニ休憩所設置の検討・設置】	【環境負荷を最小限にし、視認性や利用しやすさなどにも配慮した配置や設置場所の検討】 【既存標識類の整理統合】		
d.トイレの場所が不案内							わかりやすいトイレと駐車場の場所案内を行う	【登山口施設手前でわかりやすいトイレ・駐車場の案内を行う】	【案内標識の内容と設置位置は、視認性や地元の意向と調整】		
e.駐車場が不明確 (B a)							駐車場増設はせず、利用集中期はアクセス対策を講じる	【利用の集中期におけるシャトルバス・タクシー・送迎バス等の活用の検討・定着の推進】 【駐車場の現使用エリア内での適正な駐車区画スペースの再検討】	【適切な情報発信・利用者誘導】 【アクセスシステムの導入方法の検討】		

会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山景観保全管理方針策定検討会 設置要綱

(目的)

第1条 尾瀬国立公園に新たに編入された会津駒ヶ岳や田代山・帝釈山地域（以下「編入域」）の良好な自然環境を保全するために、登山道やその沿線の適正な保全と利用に向けて講ずべき対策（管理方針）等について検討するため、会津駒ヶ岳景観保全管理方針策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 検討会は、編入域の良好な自然環境を保全するために、登山道やその沿線の適正な保全と利用に向けて、登山利用等による人為的影響の予測を行うと共に、利用や整備による人為的影響をポイント毎に把握し、課題の抽出を行い、講ずべき対策（管理方針）等について検討を行い、その結果を環境省へ報告するものとする。

(検討会の構成等)

- 第3条 検討会は、別表に掲げる検討委員をもって構成する。
- 2 本検討会の事務局は関東地方環境事務所内に置く。
 - 3 検討会に委員長を置く。
 - 4 委員長は、事務局が選出するものとする。
 - 5 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から事務局が定める日までとする。

(委員長の職務)

- 第4条 委員長は、検討会の会務を掌理する。
- 2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(招集)

第5条 検討会の招集は、事務局が行う。

(議事の公開)

第6条 検討会の議事は公開とする。ただし、検討委員全員の総意により本検討会関係者以外の者に対して非公開とすることができる。

(代理出席)

第7条 検討委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

(関係者の参加)

第8条 委員長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を検討会に参加させることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(検討委員)

役職	氏名	所属・職名
委員長	檉村 利道	福島大学 名誉教授
委員	黒沢 高秀	福島大学 准教授
委員	佐藤 守孝	福島県生活環境部自然保護課 課長
委員	江連 勝明	栃木県環境森林部自然環境課 課長
委員	湯田 芳博	福島県 南会津町長
委員	星 光祥	福島県 檜枝岐村長
委員	斎藤 文夫	栃木県 日光市長
委員	辻村 千尋	財団法人日本自然保護協会 保護プロジェクト部
委員	長内 寛	尾瀬ガイドツアーズwith南東北 代表
委員	星 一彰	福島県自然保護協会 会長
委員	緒方 陸夫	三井物産株式会社 CSR推進部 社有林・環境基金室 マネージャー
委員	笛田 浩行	財団法人 尾瀬保護財団 事務局長
委員	鹿野 久男	財団法人 国立公園協会 理事長

(オブザーバー)

氏名	所属・職名
中村 昌有吉	会津森林管理署南会津支署 支署長
北本 浩	日光森林管理署 署長